

県南広域振興局長告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年2月6日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 342号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
岩手県一関市花泉町金沢字運南田135番1地先から字如来堂27番1地先まで	新	m 33.8~11.8	m 352.0
	旧	14.3~11.4	352.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部一関土木センター
- イ 期間 平成27年2月6日から同年3月6日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 456号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
一関市千厩町磐清水字島越24番1地先から103番13地先まで	新	m 30.2~10.1	m 441.4
	旧	26.4~10.1	441.4

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター
- イ 期間 平成27年2月6日から同年3月6日まで